

令和3年度第1回奈良県いじめ対策連絡協議会

1 日時 令和3年8月4日(水) 14:00~15:30

2 場所 奈良県経済会館 大会議室

3 出席者 【委員】11名(ほか随行者1名)

【事務局等】16名

4 概要

会長

まず前回の協議会で、現場でのいじめ認知能力を高めるために、いじめモニタリングシステムについて提案いただいた。その進捗状況、課題についてご報告、ご意見を賜りたい。次に、同じく前回いじめの重大事態に対する分析が必要であるというご意見を頂いた。それを踏まえて事務局と検討し、今回の協議会で4つの事例を報告し、いじめの認知の課題、同様の事態を防ぐためには何が必要か等を議論していただきたい。

それでは、A委員、報告をお願いします。

令和2年度第2回協議会より補足説明

いじめモニタリングシステムとは、A委員が開発しているシステムである。学校におけるいじめの認知・対応をより確かにするために定期的な調査や通報アプリなどを補完するシステムである。第一水準のチェック項目に該当すれば、「いじめかもしれないが、他の理由かもしれない」第二水準は、「いじめの可能性が大きい」第三水準は、「いじめ(重大事態)の可能性が大きい」となる。現在は、小学校版の教師が入力する項目を検討している段階で、ゆくゆくは、児童生徒や保護者も入力し、AIと連動するアプリの開発を考えている。このシステムの活用により教員間の情報共有に役立ったり、一定レベルでアラートが届くことで迅速に対応できたりすると考えている。

A委員

いじめモニタリングシステムに関する準備状況、また検討していただきたいことを報告する。

県立教育研究所に紹介いただいた先生方と私の研究者グループで、何回か議論をしてきた。8割方、形ができ上がってきたので、その回答フォームのイメージと検討課題について申し上げる。

まず一次予防については、定期的なスクリーニングで、児童の名前と記号が対応したシートが担任と管理職の元にあり、ネット上には個人名を挙げるのではなく、記号のような形で挙げ、その対応表を見て記入する形になる。

当初、研究者グループの方では4月の実施も考えていたが、助言いただいた先生方のご意見は、4月のスクリーニングは不要であるということで一致した。6月、11月、2月は、必須ということになった。9月実施に関しての意見が分かれているが、これについては学校の判断で良いのではないかとしているが、ご意見をいただきたい。

それぞれの時期に実施した後には気になる子が浮かび上がり、その子に対して経過観察をしていくことになる。この一次予防の時には第一水準で確認するが、それがより深刻化していく可能性があるため、第二水準、第三水準と分けている。一つでも当てはまっているかどうかチェックしていく形にした。これは気になる子のみについて一定間隔で観察結果を入力するということである。

この間隔に関しては各学校の判断で、ある程度融通の利く形でとも思うが、例えば月に1回はすべきであるとか、あるいは2週間に1回にすべきであるとか、最低限の実施間隔について、ご意見を賜りたい。

また同じ学年の先生方や養護教諭等にも送信して記入をしていただく形も作ろうと思っている。そのために、このフォームに「誰が回答したか」を今の段階では入れていないが、入れる予定である。

送信のタイミングや送信する宛先の学級などを本システム担当の先生が選択できるようにしておく。やがて、この頻度で送信すればいいというような知見が蓄積されてきたら、自動で送信される形や、いくつかのパターンを登録しておいて、その登録パターンから選べる形等で、なるべく先生方の作業がない形を目指していきたい。中学校版は、まだ作成できていない。

当初、二次予防というところまでを考えていたが、前回の協議会で、「フォローの部分が必要である」というご指摘をいただいたので、三次予防としていじめ事案として認知し対応した事案に関して、その後の様子を継続的に見ていくフォームを時々送る形にした。いじめが再燃していたり、別の形になっていたりすることに敏感に対応するという基本的な形を準備した。その第一水準、第二水準、第三水準という分類は、検討の途中経過である。資料の赤い文字の部分は検討の途中で削除することになり、黒い文字の部分のみを今のところ残している。これについても実際に運用する中で適否が出てくるかと思うので調整をしていきたい。実施される中で様々な時期に関しても微調整が必要かと思っている。

3点目の悩ましい部分の実施方式で、助言いただいた先生方からは、やはりこれは学校全体でWebで実施するべきだとのことをご意見をいただいていたが、研究者グループの中で、それは本当にできるのだろうかという心配が出ており、「紙での実施併用」ということにすべきなのかどうか。出発点をどうするかというところでご意見をいただきたい。

また別紙で、今日お配りいただいた「いじめモニタリングシステムの開発意図」という資料に、5点挙げているが、1番と2番の話を申し上げたい。

一つ目は、このシステムは、「いじめの認知」ではなく「いじめの兆候認知」というスタンスで作成させていただいた。「いつ、どこで、誰が、どのような行為を、誰にしたか」という、いじめ事案の全体像の認知は、最初からできるものとは限らない。奈良県の「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」でも、「いじめ兆候」「いじめの芽」を例示し、やはり早期発見に資するような形になっているので、その例示を3つの水準に階層化するというところを行った。

第一水準のところは、いじめかもしれないけれども他の問題かもしれないという水準で、第一水準はいじめ認知ではなく、「いじめではないか？」と疑う感じだと思う。第二水準になった時に、いじめの兆候があるのではないかということで、いじめ認知としてカウントする。第三水準になると、ほぼ重大事態だと懸念されるというようなレベルになるかと思う。こういったシステムを導入することにより、いじめの兆候、芽を認知するという構えをすべての先生方に持っていただき、いじめ早期発見・早期対応マニュアルを常に手元に置いておかななくても、それが頭の中に入っており、いじめの兆候にすべての担任が気付くようになるということを目指の一つとして考えている。

二つ目は、共有の迅速化である。様々な第三者委員会の報告を読むと、「担任が管理職等に報告していなかった」という文言をよく見る。このシステムはその報告の手順を省くものと位置付けることができる。

クラス全員に関する確認は年数回だが、二次予防の中で他の子の兆候を確認することもありえる。また、「気づく」力量が学校全体で高まることで、いじめ認知の漏れを防ぐと思われる。さら

に、この第一水準では、子どもが虐待をされている可能性も含まれるかと思う。いじめだけではなく、今後いじめと虐待両方に敏感な先生方の対応力の向上について考えていくための布石としても、この第一水準というものを考えている。

その他、3) 4) 5) の項目があるが、「実践知を共有する」ということで、先生方から「事例の検索機能が欲しい」という声をいただいた。様々な調査との組み合わせの中で、ベースラインとなるように準備することも大事ではないかと思う。

今後、実際に運用しながらの改善点もあろうかと思うが、今日お伺いしたい三つの点、またその他に関しても今後気を付けるべき点、またシステムとして組み込むべきことがあれば、ご意見をいただき、運用の中で改善して参りたい。

B 委員

第三水準で、休み時間に保健室に行くというのは、結構甘えのような感じで行く子供もいると思う。家庭での問題があって保健室に行く、あるいは家庭での虐待があって顔や体にあざがあるという可能性もあると思う。顔や体にあざがあるというのは重大だが、休み時間に保健室に行くというのは第三水準なのかと思った。これはあくまでも一つの項目であって、やはり最終的にはトータルで考えることになると思うが一つでも第三水準があればもうそれは要注意だと考えるのか。

A 委員

一つでもあればと思っていたが、確かにご指摘の通りで、「頻繁に」等と入れた方がいいだろうか。

B 委員

私が小学校に行った時、毎日のように保健室に来る子供がいる。それは見た目ではわからないが虐待やいじめとは要因が違うような子供もたくさんいるように思う。「頻繁」を入れたほうがいいかどうかは難しいが、やはり一つのポイントであって、それらをトータルに把握しないといけない項目だと思った。むしろ第二水準に入れたらいい項目かと思った。

A 委員

第二水準に入れるようにする。

C 委員

この他にないかと考えた。前兆があるとはいえ教師の見えないところで、そういった意味の事例が起こっているとすれば水準には入れてないが「違和感のある仲間との行動」はどうか。「えっ、この仲間にこの子がいるの?」と、いかにも仲良さそうにはしているが、本当にその仲間というも行動することが、その子供にとっていいのだろうか。グループの中での見えないところで、ということが起こっているのかなと思った。

それから、見えないところということでは、普段、教室に近いトイレを使うはずの子供がどうも「違う棟のトイレを使っている。」トイレがよくいじめの現場になり得るということを考えれば、トイレも我々現場の人間としては意識したいところである。だから学校によっては、トイレの近くに防犯カメラを設置してはどうかと検討されたこともあると聞いた。

第三水準のところ「靴や持ち物がなくなることがある」と書いてある。それに類して靴箱や教室のロッカーの蓋がよく壊れたり、壊されたりした時に自分でやる場合もあれば、誰かに対して腹を立てた時にその子供のロッカーの蓋を思いきり蹴るとか、そういったことが実際にある。靴箱に余計なゴミなどが入っていることもある。これも見えないときに行われている。これらのことを考えると誰々が誰々に対して腹を立てていたり、いじめをしようと考えていたりするのではないかと思った。こういった項目もどこかに入れられるのかと思った。

最後に、「いつも授業が始まってから、ちょっと遅れて入ってくる」という子供。みんなの行動がおさまるのを待って行動を起こしている。入室許可証が必ず学校現場でいるのだが、それをよく取りに行く子について、何かと我々教員同士では話をするので、そういった項目も加えられるものならと発言させていただいた。

会長

あと2点、実施時期と実施方法について、ご意見いただきたい。特に時期については、現場のご意見をいただきたい。

D委員

私は中学校籍だが、9月に実施した方が良いと思う。小学校、中学校、高校と校種によって違うが、自殺がかなり多い時期なので、早期発見という部分では実施したほうが良い。6月にするよりも9月じゃないかと思う。ただ、学期ごとにやるなら6月にもするべきかと思う。

E委員

9月はぜひ入れていただきたい。夏休みの後、子どもたちの心理的なことを考えると、9月の1日、2日に、かなりマイナーな事件が起きているので実施は必須ではないかと思う。

6月については、むしろ新学期が始まってからの5月のゴールデンウィーク明け、この辺りが要チェックではないか考える。新学期が始まってすぐの4月は緊張感が高まっているが、5月の連休明けは不安定になりがちだと思う。

B委員

私は現場の先生ではないが、Webで実施するというのは子供たちが直接するのか、先生がするのか。

A委員

まずは、先生方が回答するシステムとしてスタートし、やがては児童生徒の回答も統合し、場合によっては保護者の方に「おうちでの様子はどうですか？」という問い合わせがいくなど、だんだん拡張しようと思っているが、まずは先生方である。

B委員

先生であればWebでも何でもこだわらない。どちらでもいいと思う。時期について9月の話が出たが11月はなぜ必要なのか。11月はいろいろなイベントがあるからか。

A委員

これは生徒指導に詳しい先生から、この3つの時期が大事だというご意見があり、年に3回ぐらい必要だ、3回の時期は6月、11月、2月となった。

B委員

9月にするのなら11月が必要かどうかはわからない。

会長

Web実施を基本とすることしていく。

A委員

全体を1度に設計してしまうと大変なので、少しずつ先生方の回答を集積し、その上で児童生徒の回答を集める形にと積み上げていきたいと思う。9月以降に、どこかの学校にお願いをして実際に運用する中で、また問題も出てくるかと思うので、次回の協議会において報告し助言いただきたい。

(事務局)

事例1～4について報告した後、各委員より児童生徒や各校の対応について確認された。(詳細は省略)

会長

4つの事例はそれぞれ違うが、共通して見えてくることもある。この事例を踏まえて「いじめ対応のポイント」について協議したい。我々が取り組めることを見出したい。

E委員

事例2で、いじめが認知されてから〇日間欠席があったという記載がある。モニタリングシステムの第一水準の中に部活動、余暇活動についてのチェックを追加したら良いのではないか。第一水準か第二水準かはわからないが現実には授業だけではなく子どもたちの生活の中の心理的なシェアが、部活動の友人や先輩後輩であるということが事例から感じ取れた。保護者からの回答に入れてもいいと思う。

B委員

4事例を見せてもらって、詳細が不明な部分もあると感じた。

事例4は、まさに学校がもっと早く気付いて入っていかないといけないという事例だ。特に加害生徒に対してカウンセリングをしていないというのは対応がまずい。部活動は見えないところが多い。少数の指導者だけでは見きれないところもあるのではないかと思う。体制を整えることが大事である。加害生徒に対して、いじめることの問題点についてもう少ししっかりと対応していく必要がある。

事例2では、いじめがどんな内容だったか分からないが、いろいろな子供がいて、特にいろいろな親がいる中で、被害児童の言動に立腹した同級生が被害児童を孤立に追い込んだということで、今後の問題としては、加害児童に対する対応をしっかりとしていけないと思う。

事例1でも〇〇がよくできる子どもから一方的に糾弾されたために、それがその子に対するいじめに繋がっていったと思うので、子どもに対しての取組についてもう少し学校での対応に期待したいと思う。

事例3は本当にどこまでが、いじめとの絡みかどうかわからない気もする。

F 委員

これらの事例は、重大事態ということで挙げられている。被害生徒の欠席がこれだけ続くということは重大だと捉えないといけないと思う。どの事例も欠席日数が100日を超えているが、それ以上のものがある。そのような中で、校内委員会をいつ立ち上げているのかということが課題だろうと思う。

事例4の「部活動の先生が、いじめに気付かなかった」とあるが、これはよくあることで見えにくい。いじめは見えにくいものだ。ただ保護者から報告を聞いた時に、この担任が管理職等に報告していない。これはきっと報告を忘れていたということではなく、自分で何とか解決しようとしたのかもしれない。組織で取り組むという意識がない。悪気はなかったのだろうが教員に共有されておらず、時間が経つにつれて傷が大きくなる。まずは管理職にきちんと報告をして、管理職がどんな態度で、この問題を捉えてすぐ校内委員会を立ち上げるかということが重要だ。

もう1点は、被害を受けた子どもが休んでいて、加害生徒が来ているという状況がある。解決するまでの時間が長びくほど欠席も増えるが、まず学校復帰をどうさせるのかということも同時にやらないと命はもちろんのこと、学習を受ける権利、人権の問題というものは保証されないことになる。

加害側を特定し、被害側と加害側の関係が明確になってくる。加害側にもフォローが必要だが、被害を受けた方がじっと我慢していて、加害の方が学校に来ているということを被害側の保護者は疑問に思う。加害の方も子どもなので排除するというのではなくて、どうバランスよく問題を解決していくのかということ私の立場上、学校現場には、きちんと指導するように言っている。

A 委員

今までの事例から部活動の様子も含めて、小学校の場合と中学校、高校の場合はかなり違ってくる部分もあるので、システムも小学校とは変えていかないといけないということに気付かせていただいた。

事例をいくつか通して、いじめは突然始まるのではなくて、その前にいじめられた子供がアクションを起こしている場合がある。プロボカティブな行動（挑発する行動）をして、いじめの口実を与えてしまう被害生徒もいる。全くそれまでに何もいざこざがなかったのに、いじめをしている場合もあるが、障害があつてするというような許しがたいものもある。その一方で、「最初にAちゃん（被害側とされた側）がやったんだ」ということがあると、加害側とされた児童やその保護者が納得しないことがある。「何でうちの方だけ責められるんだ。先にやったのは向こうの方だ」と。

「それに対し4人で1人に言ったらいじめとされてしまった。これを本当にいじめなのか」と加害側の保護者が納得しないという事例が結構ある。口実を与えてしまう被害生徒が打たれ強そうに見えて打たれ弱いといった問題もあるという認識を、おそらくベテランの先生やいじめの対応に優れた先生はわかってらっしゃるが、そういうことを教員養成課程でしっかりと教えているわけではないので、そこをしっかりと教えなければいけないと感じた。

2点目が保護者の問題で、私が関わっている事例の一つで、加害側の母親に対して被害側の父親がものすごい暴言を言ったり威圧的にしたりという事例があった。学校としては被害側の保護者の苛烈な処罰感情みたいなものについて非常に困るということが起きる。いかに保護者同士を調停するかということが難しく、その辺りを調停や法律の専門家の先生はどのように見てらっしゃるか教えていただきたい。

会長

私も間に入ることがあるが、被害側の保護者の懲罰意識が強い時は、被害側にどう落ち着いていただくかということが重要ではないか。きちんと事実認定をして被害側の保護者の気持ちをしっかり受けとめていくことが不可欠である。落ち着いていただいた上で加害保護者とどう上手につないでいくか、間に学校が入るわけだが、そこでスクールカウンセラーを活用いただくことが多い。

E委員

最初に被害児童が高圧的であるなど問題の種をむしろ自分が先に蒔いてしまっていて、立場が逆転して被害児童になる。今度は加害児童が一对一ではなくて、窮鼠猫を噛むのように、加害児童が多勢に無勢の状態動く形になる。もっと大きな問題は、加害児童の保護者さんたちが一致団結して被害児童のお母さんがかえって弱い立場というか、メンタル的にも押し込まれてしまう状態になることだ。だから調整、調停は本当に一朝一夕にはいかない。第三者が入ったから大丈夫かというものではないし、時間が解決するというのもなかなか難しいと思う。やはりこのシステムを早く軌道に乗せ早い内に芽を摘むということが大事である。

A委員

このシステムは早期発見に対応しているので、一度保護者同士の対立になってしまったときには対応は難しい。しかし、少しでもいじめの件数が減るだけでも意味があると思う。

最近、自分が知っている範囲では、幼稚園のPTAがどんどん解散している。幼稚園のPTAが解散すると今度は小学校で役員をやる人が減ってくる。PTA不要説を言っている研究者もいるが、自分は園長を務めた経験があり、いかにPTAが大事か知っているが、いらないと言う人も多くいる。そうすると、トラブル発生時にワンクッションになっていた保護者のネットワークが、どんどん弱体化していき、その保護者がまとまった集団ではなくて、万人の万人に対する戦いになっていくことが怖い。そこにリーダーがいて、またそこに良い対話があってという修復的対話の基礎となるまとまった保護者集団をいかに作るかが大事と思う。それが幼児教育の段階から崩れていっている気がして怖いと思う。今までと違うPTAの新たな形を模索している方たちもいるので、良い形ができればいいと思う。

修復的対話というところで、弁護士さんや人権の専門家が知見をお持ちであれば聞きたい。

G委員

加害者の方が非常に孤立をしている。一見過剰に見えるけれども、私しか守ってあげる人がいないという気持ちが非常に強く出てきている。そんな時に調停で「中立の立場ですよ」と学校が出ていっても対立的に捉える方がすごく多い。そういう時に「加害者または被害者の方の味方なんですよ」という立場の弁護士に相談していただくというのが一つの解決法としてある。我々弁護士は、被害者の立場から相談を受けて被害者の立場で聞くが発想としてはバランスをもって考えている。

学校に弁護士から連絡が来たら身構えてしまうかもしれないが、我々「子どもの権利委員会」などに所属している弁護士はバランスを取って考えていて、味方という立場から保護者を説得することも試みている。非常に被害者の保護者が苛烈で困る時に弁護士に相談するなり味方の人を一人つけて、理論的に対話ができるという突破口を持つのも一つの方法かと思う。

会長

今のお話は、私ども心理の立場から考えても全く同じである。加害側と被害側の間でしっかりバランスを取りながら、被害側の方にもしっかり味方になる。その保護者の気持ちをしっかり受けとめていく。かなり学校に批判的になっておられる方でも、じっくり1年ぐらい話を聞いていくと、だんだんいろいろなことが起きてきて、子どもの方が「もうお母さんやめてよ。」ということもある。いろいろなことが動き出すので、やはりしっかりと中立性を保ちながら被害側の味方になる人を準備する。弁護士の場合は、味方になっておられても中立の立場でもおられるので、そういう第三者を上手に利用するという意見だったと思う。

A委員

加害者臨床という言葉もある。加害側とされてしまった人が、「自分は悪気があったわけではない。友達関係の中でやっていた。自分はそんな意図はなかった」という時などに、事後のケアは加害側にも必要である。加害側を責めるというスタンスは従来多かったが、被害側もケアするし加害側もケアをするといったスタンスが、この事例に求められるのではないだろうか。自分が子どもの頃のいじめ対応は、とにかく加害側の児童生徒を説諭したり叱ったりというものが多かったが、基本的にはケアをするという発想が大事である。

会長

いじめというのは教育事象である。いじめの加害側に関してもそれは一つのサインであると捉えて教育に生かしていただくということがこの協議会においても基本認識になっている。

E委員

いじめモニタリングシステムの開発意図の中に、「第一水準では虐待の可能性もある。今後、いじめと虐待の両方ともに早期対応するための布石である」と書いてある。第二水準のところ、ネグレクトをイメージした形で虐待をとらえたら、「昼食をガツガツと食べる」とか「不登校ではなく遅刻だが給食の時間に登校する」「持ち物をよく忘れ、隣の友だちに借りている」などを第一水準などに加えてほしい。虐待ではないかもしれない、いじめでもないかもしれないが子どもを担当が注視するという意味合いで項目に挙げるといいと思う。

会長

事例で、「いじめに関する心理教育が不十分で子どもたちがいじめアンケートに書かなかった」とあるが、子供たちは分かっているにもかかわらず書かないということもよくある。それを把握するために、いじめアンケートの項目に「いじめがあった時にそれを担任の先生に相談しますか」という項目を入れた学校がある。それで、「相談する」という回答率が非常に低かったので先生方がとてもショックを受け、これは考えないとだめだと。その後は、かなり積極的に取り組まれた。子供たち

からどう引き出すか、いじめられている子供もプライドがあるし、いじめられているとは、なかなか自分から言わない。それをどう引き出していくのが課題である。

では、本日の協議会についてまとめさせていただく。

いじめモニタリングシステムについては「保健室によく行く」は第二水準にあげる。また加えたらどうかという項目について、いくつか具体的なご示唆をいただいた。実施時期については、9月が望ましいというご意見が多数で、Web実施が可能であろうという意見が多かった。

重大事態の分析から何ができてきたかという協議では、部活動、余暇等についての項目も第一か第二水準に入れてはどうかというご意見があった。

また、加害生徒への対応が必要でないではないかというご意見を頂いた。

幾つかの事例で共通して、管理職への報告はしたのか、校内委員会をいつ立ち上げたのかなど学校の組織的対応を見ていくべきではないかというご意見を頂いた。

また、休んでいる子をどう学校復帰させるのかということがポイントであるとの意見があった。

いじめの事象は複雑で、いじめられた子が先にプロボカティブ（挑発的）な行動をすることがある。そこにどう対応していくのか、どう見付けていくのかという点に着目する必要がある。

保護者同士の対立関係が起きた時は、修復的対応が必要で中立だけれどもしっかりと双方の味方になっていく第三者も用意しながら、全体で取り組む必要があるのではないかとご意見をいただいた。本日頂いた貴重なご意見を踏まえ、さらにいじめ対策の推進を図っていきたい。